

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年8月11日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 その他 : 10 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	高圧炉心スプレーポンプ(B)用点検ホイストにおいて、制御ケーブルの支持金具に脱落が認められたため、当該支持金具を修理。	G	
2	1号機	原子炉再循環ポンプ用電動機・発電機セット非常用油ポンプ用電動機点検において、絶縁抵抗不良が認められたため、工場にて分解修理。	G	
3	1号機	低圧復水ポンプ(A)用電動機クーラーの冷却水水張り時、電動機本体下部に設置されているドレン弁が開いていたことにより、ドレン受けより床(堰内)に水が流出(約5リットル程度)が認められたため、当該冷却水入口弁を閉じ流出を止めると共に、対応検討。(当該冷却水に汚染なし)	G	
4	1号機	復水脱塩装置再生用水仕切弁点検において、弁棒のネジ山及びスリーブのネジ山に摩耗が認められたため、当該弁棒及びスリーブを交換。	G	
5	1号機	所内電源設備480Vパワーセンター(1D-2)の受電しゃ断器冷却ファンにおいて、同ファン電動機電源ケーブルの劣化(絶縁被覆の剥がれ)が認められたため、当該ケーブルを補修。	G	
6	1号機	原子炉冷却材再循環流量制御系電動機・発電機セット(1B)界磁喪失用保護継電器点検時、動作時間において管理値外れが認められたため、当該保護継電器を修理。	G	
7	2号機	主復水器連続洗浄装置ボール捕集器(A)差圧計において、指示値不良(負圧指示)が認められたため、当該計器及び検出配管を点検。	G	
8	2号機	取水設備トラベリングスクリーン(C)洗浄水配管において、微少穴からの海水漏れが認められたため、当該箇所を補修。	G	
9	3号機	酸素ガス供給系液化酸素タンク圧力計及びタンク内槽圧力計において、指示値に相違(同一箇所を計測)が認められるため、当該計器を点検。	G	
10	3号機	酸素ガス供給系加圧調整弁または降圧調整弁において、圧力調整機能に不具合(設定圧力に保持できない)が認められたため、当該弁を点検。	G	